

車両消毒装置改修 一式

仕 様 書

令和3年10月

国立大学法人帯広畜産大学

I 導入目的

この「車両消毒装置 一式」は、帯広畜産大学構内の中小家畜飼養衛生管理区域への動物搬入等車両の進入時に口蹄疫などによる感染症や汚染を防除するため、車両を消毒する防疫対策の設備である。

車両消毒装置は、年間を通して家畜防疫衛生管理区域へ出入りする車両の消毒を消毒開始から終了まで自動で実施することが可能とした装置であり、消毒薬として電解水を利用するものである。

II 調達件名及び内訳

車両消毒装置改修 一式
(内訳)

- | | |
|---------------|----|
| 1. 車両消毒装置 | 一式 |
| 2. 電解水生成装置 | 一式 |
| 3. 装置格納庫等附属設備 | 一式 |
| 4. 既存装置撤去 | 一式 |

III 完納期限

令和4年3月31日

IV 納入設置場所

帯広畜産大学畜産フィールド科学センター 肥育用牛舎北側道路 (設置図 参照)

V 技術的要件の概要

本調達に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は以下に示すとおりである。

- (1) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (2) 必須の要求要件は、本学が必要とする最低条件を示しており、入札機器の性能等の技術的要件を満たしていないと判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (3) 入札機器の性能等が、技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学における車両消毒装置改修一式の調達に係る技術審査委員（以下「本学技術審査職員」という。）が、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

VI その他

- (1) 入札機器に関しては、入札時点で原則として製品化されていること。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明出来る資料及び確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関しては、提案機器等が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいは、どのように実現するかを要求要件ごとに具体的にわかりやすく、資料等を添付して説明すること。

したがって、審査するに当たって提案の根拠が不明確、又は、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

- (3) 提案された内容等について、問い合わせやヒヤリングを行うことがある。
- (4) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

VII 技術的要求要件

(性能・機能に関する要件)

車両消毒装置一式は、以下の要件を満たしていること。

1. 車両消毒装置

- 1-1 装置への車両入場時は、センサーにより車両（車長）を認識して消毒装置が自動で運転開始し、通過後に自動的に停止すること（自動運転）。また、自動運転と手動により消毒装置が運転できる機能の切り替えができること。
- 1-2 車両退場時は、入場時と同様に自動運転と手動運転の切り替え機能及び運転しない機能への切り替えができること。
- 1-3 車両の下部、側面及び上部を酸性電解水により噴霧消毒を行うこと。
- 1-4 噴霧消毒は、上部から噴霧しないようにできる様に切り替え機能を有していること。
- 1-5 車両の通過速度が 5km/h 以下で十分に消毒が可能なこと。
- 1-6 消毒装置の配管、噴霧ノズル等は耐腐食性を有すること。
- 1-7 車両消毒後（自動停止後）、消毒装置の劣化を防止するため、供給配管、噴霧ノズルから消毒水を排水し、洗浄する機能を有すること。
- 1-8 自動噴霧消毒とは別に手動で散布できる機能を有すること。
- 1-9 以下については既存品流用とすること。
 - ・車両装置外構支柱及びグレーチング、飛散防止シート、排水設備（浸透枴を含む）
 - *外構支柱は、十分な補強工事を行うこと。

2. 電解水生成装置

- 2-1 装置は、3室型電解方式とする。
- 2-2 口蹄疫ウイルスを失活できる酸性（PH2.8）の消毒水を生成できること。
- 2-3 装置を2台以上設置することとし、1台あたりの生成量は、1L/min 以上であること。
- 2-4 生成した消毒水を一時的に貯留する 200L 以上の水槽（貯留槽）を有すること。
- 2-5 厳寒期において、電解水の生成に支障がないこと。
- 2-6 貯留槽の水位により、生成及び停止が自動的に行われること。
- 2-7 自動軟水器を設置すること。

3. 装置格納庫等附属設備

- 3-1 消毒装置のポンプ類、電解水生成装置、制御機器等の装置類は、既存格納庫に収納すること。
- 3-2 既存格納庫の附属暖房機、照明器具及び換気設備は流用すること。
- 3-3 車両消毒装置の運転状況を表示するため、周囲から見えやすい位置に回転灯を設置すること。
- 3-4 車両通過路面の凍結防止のため、ロードヒーティング設備を設置すること。
- 3-5 ロードヒーティング設備はガス焚ボイラーを熱源とした不凍液回路とすること。ただし、ロードヒーティング設備用埋設パイプは既存品流用とする。
- 3-6 ガス焚ボイラーは屋外設置とし、ガスは実習豚舎既設埋設配管より分岐（距離 15m）して引き込むこと。
- 3-7 ロードヒーティング設備は外気温や降雪状況をセンサーで感知し、自動で運転・停止すること。
- 3-8 本学ガス工事は以下に指定する専門業者により実施している。
 - ・帯広ガス株式会社

4. 既存装置撤去

上記1～3の車両消毒装置、電解水生成装置、装置格納庫等附属設備のうち、流用するものの以外は全てを撤去すること。

VIII 条件及びその他の事項

- (1) 搬入・据付・配管配線・調整等に要する一切の諸経費は、受注者において負担するものとする。
- (2) 搬入時及び納入後の適切な時期に機器の取扱説明を十分に実施するほか、使用者が取扱要領を習得するまで責任を持って支援するものとし、これに要する経費は、受注者の負担とする。
- (3) 問題が生じた場合又は支援の要請があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (4) 納入後1年間以上は、無償保証期間とする。
- (5) 納入検査時に取扱説明書、各部品保証書及び承認図、設置図面（施工図、完成図）、各種試験成績表、設置状況写真（各設置段階の施工写真等）を製本し提出すること。
- (6) 受注者と発注者の責任分解点は、以下のとおりとする。
 - 1) 一次側給水（飲料水：供給圧 0.5Mpa、pH7～9、Ca・Mg：100mg/L 以下）は既存格納庫周辺まで発注者が敷設（既存）
 - 2) 一次側電力（3φ200V、1φ100V）は、既存格納庫周辺まで発注者が敷設（既存）
 - 3) 一次側ガス（都市ガス 13A）は、実習豚舎周辺まで発注者が敷設（既存）
- (7) 受注者は、納品する事前に、機器の承認図及び関係図面（施工図、設置図等）を提出すること。

入札説明書

[車両消毒装置改修一式]

令和3年10月

国立大学法人帯広畜産大学

国立大学法人帯広畜産大学の入札公告(令和3年10月12日付け)に基づく入札等については、国立大学法人帯広畜産大会計規則(以下「会計規則」という。)、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程(以下「取扱規程」という。)及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役等

- (1) 契約担当役
- (2) 所属部局名 国立大学法人帯広畜産大学
国立大学法人帯広畜産大学事務局長 藤 波 豊 彦
- (3) 所在地 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

2 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
車両消毒装置改修 一式
- (2) 調達件名の特質等
本調達に係る入札機器等の性能、機能及び技術等に関し、契約担当役が入札説明書で指定する特質等を有すること。(詳細は、別冊仕様書による。)
- (3) 完納期限
令和4年3月31日
納入設置場所
帯広畜産大学畜産フィールド科学センター 肥育用牛舎北側道路
- (4) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
 - ① 競争加入者又はその代理人(以下「競争加入者等」という。)は、代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書(案)及び取扱規程第2条に定める製造請負契約基準(以下「契約基準」という。)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
また、交換物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、競争加入者等は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 取扱規程第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後3年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造その他を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和3年度に北海道地域の「物品の販売」又は「物品の製造」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、令和3年3月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。本学における問い合わせ先は、次のとおり。

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

国立大学法人帯広畜産大学経理課経理総括係

T E L 0155-49-5234（直通）

(3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

(4) 入札公告において日本工業規格を指定した場合にあつては、当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。

(5) 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあつては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。

(6) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている

こととした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

- (7) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の様子の策定に直接関与していない者であること。
- (8) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (9) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した設備を納入できることを証明する書類（以下「納入できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
帯広畜産大学経理課契約係長 原崎 眞弥
TEL 0155-49-5249（直通）

- (2) 入札書の受領期限

令和3年10月22日 17時00分

- (3) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別添の様式書、図面、契約書（案）及び契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該様式書等に疑義がある場合は、前記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

- ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式2の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年10月22日開札〔車両消毒装置改修一式契約〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

(ア) 調達件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したものの
- ② 調達件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない、又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としないもの（記載のない、又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 調達件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 競争参加資格を有しない競争加入者の入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
- ⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑫ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状（別紙3）を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年11月5日 14時00分

場所 帯広畜産大学総合研究棟 I 号館 2 階 E2501 室

(8) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の納入できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 前記4の(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が取扱規程第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により入札書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
 - ④ 契約担当役は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に書面により通知する。
 - ⑤ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に契約書の取り交わしをするものとする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 前記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。
- (7) 支払条件
- 代金の支払いは、納入検査終了後、契約の相手方から提出された適正な請求書を受領後、40日以内に支払うものとする。
- (8) 調達件名の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。
 - ② 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

別紙 1

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

※入札書及び下記の書類を受領期限（令和3年10月22日（金）までに提出すること。

電子媒体での提出を求めている書類については、CD-R 又は DVD-R 1 枚にまとめて格納して提出すること。

1. 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和3年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し…………… 1部
- (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許可書の写し…………… 1部
- (3) 入札公告において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した書類…………… 1部
- (4) 入札機器を納入できることを証明する書類（代理店証明書等）…………… 1部
- (5) 物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類…………… 1部

2. 納入できることを証明する書類

- (1) 入札機器の技術仕様書…………… 1部・電子媒体
別紙仕様書に示す調達物品の仕様の項目に応じて、入札物品の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。
- (2) 入札物品一覧…………… 1部・電子媒体
- (3) 入札物品のカタログ…………… 1部・電子媒体
- (4) 入札物品の定価証明書…………… 1部
- (5) 製造物品の場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書
（開発計画書等）…………… 1部・電子媒体
- (6) 参考見積書…………… 1部
総額を見積もること。また、積算根拠（積算内訳）についても明記すること。

別紙2【競争加入者本人が入札する場合】

入 札 書

契 約 件 名 車両消毒装置改修 一式

入 札 金 額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学製造請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の契約を請負ものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

⑩

別紙2【代理人が入札する場合】

入 札 書

契 約 件 名 車両消毒装置改修 一式

入 札 金 額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学製造請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の契約を請負ものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

代 理 人 (氏名)

Ⓜ

別紙2【復代理人が入札する場合】

入 札 書

契 約 件 名 車両消毒装置改修 一式

入 札 金 額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学製造請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の契約を請負ものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令 和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

復 代 理 人 (氏名)

Ⓔ

別紙3 【社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

⑩

私は、_____を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和3年11月5日帯広畜産大学において行われる車両消毒装置改修一式の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名） ⑩

私は、下記の者を代理人と定め、令和3年11月5日帯広畜産大学において行われる車両消毒装置改修一式の一般競争入札に関して、下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）（住所）

（氏名）

委 任 事 項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者の代理人）（住所）

（氏名）

私は、 _____ を _____（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和3年11月4日帯広畜産大学において行われる車両消毒装置改修一式の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



物 品 改 修 契 約 書 (案)

調達件名の表示

車両消毒装置の改修 一式
(別紙内訳のとおり)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学 (以下「甲」という。) と受注者 (以下「乙」という。) との間において、上記の改修契約 (以下「契約」という。) について、下記の金額で契約を結ぶものとする。

第1条 契約代金額は、金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 この契約において、乙が履行すべき内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 設置場所は畜産フィールド科学センターとする。

第4条 完納期限は、令和4年3月31日とする。

第5条 改修報告書は帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第6条 代金は、完納検査後1回に支払うものとし、乙は、請求書を帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 代金の支払時期は、適正な請求書を受理した日から40日以内とする。

第9条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める製造請負契約基準によるものとする。

第10条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第12条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤波豊彦

乙